

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 2 年(2020) 年 8 月 20 日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 8 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】財産分与の審判において,一方当事者の所有名義の不動産で他方当事者が占有するものにつき,他方当事者に分与しない判断をし,その判断に沿った権利関係を実現するため必要と認めるときは家庭裁判所は家事審判の手続においてその明渡しを命ずることができる(最高裁)

【2】損害保険会社 X は被保険者 Y が当事者の交通事故につき Y に保険金を支払ったが事故原因が Y の酒気帯び運転だったとして既払保険金の返還等を求め(本訴),Y は未払分保険金の支払を求めた事案(反訴)。本判決は X の主張を認め Y の請求を棄却した原判決を維持(大阪高裁)

【3】被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等の共同相続により債務者が共有持分に対する差押命令は当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるとはいえない等と判示した事案(大阪高裁)

【4】遺産分割事件において,10 年間に及ぶ海外留学の費用負担等が特別受益に当たるかが争われた事案で,被相続人の生前の資産状況,社会的地位に照らしその子である相続人に高等教育を受けさせることが扶養の一部と認められる場合には特別受益に当たらないとした事案(名古屋高裁)

【5】被相続人 C の相続人,妻亡 D,A,B 間で法定相続分と異なる遺産分割協議を成立させたが,その後 C 名義の預貯金 1300 万円(本件遺産)が発見され,A が本件遺産は全て自分が取得すべきと主張したが,本件遺産を法定相続分により分割すべきとされた事案(大阪高裁)

【6】生活保護受給者 Z の市営住宅入居の連帯保証人だった Z の母 Y に,X(相模原市)が生活保護打切後の滞納家賃の支払を求めた事案で,X が Y の支払債務の拡大を防止する適切な措置を取らなかったとして一定時期からの Y への賃料請求は権利濫用にあたるとした(東京高裁)

【7】高速道路警備業務を請け負った X 社の作業員らにトラックが衝突し多数死亡した事故につき X がトラック運転手 Y1 及びトラック会社 Y2 に X の逸失利益を損害賠償として請求した事案で,損害につき因果関係が認められないとして X の請求を棄却(大阪高裁)

【8】マンションの修繕工事で管理組合理事長 X が私利を目的として修繕工事を実施したとして同組合新役員が工事代金等の返還を求めたことに対して,X が債務不存在確認訴訟を提起した事案で,善管注意義務違反を認め不存在確認請求を一部認容一部棄却した事案(東京高裁)

【9】子の大学進学においてその経費の半分を払うとの条件で訴訟上の和解により離婚した母親 X が父親 Y に対し学費等の半額の支払いを求めた事案で,執行に耐えうる一義的な内容の給付判決を得る必要があるとし訴えの利益を認めて請求額の一部支払を認めた事案(東京地裁)

【10】レーシック手術を受けた患者らが視力の改善等がみられず,術後の合併症等についての説明を怠った等の過失があるとして眼科医院を開設する医療法人,理事長,担当医師らに損害賠償を提起したところ,医師らの責任を否定し患者らの請求を棄却した事案(東京地裁)

【11】リース会社 X がリース料支払を怠ったユーザー Y にリース料残金等の支払を求めた事案で,Y はリース物件の引渡未了,サプライヤー Z の欺罔行為による詐欺取消,錯誤無効等を主張したが,いずれの主張も認められないとして,X の請求を全部認容した事案(東京地裁)

【12】記名被保険者を X1 とする保険契約において業務従事中の使用人の事故は免責するとの特約に基づき,X1 の息子 A の交通事故死に保険会社が保険金を払わなかったため,X1 が保険金支払を請求したが,X1 と A の間に実質的な雇用関係を認定し請求を棄却した(前橋地裁)

【13】Y 社が提供する電子掲示板のスレッドに A 社に関する投稿が放置されたことにより株価が低下した等として A 社の株主が損害賠償を請求した事案で,Y 社のスレッドで利用者が交換する情報は投資家の判断の一材料となり得

るものにすぎない等として A の請求を棄却(松山地裁宇和島支部)

【14】XY 共有の建物(抵当権設定)と X の単独所有の土地が一括売却され、法定地上権が成立しないのに成立すると扱われて剰余金が X と Y に分配された。本判決はこの分配において X に損失があり Y に不当利得があるとして X の Y に対する不当利得返還請求を認容(横浜地裁)

【15】亡 A の子 X が遺言執行者として Y 銀行に亡 A 名義の普通預金の支払等を求めた事案。Y は法定相続人の 1 人 B が遺留分減殺請求をしたことをもって本件遺言がその限度で失効し、X には遺言執行者としての払戻権限がないと主張したが、本判決は Y の主張を失当と判示(東京地裁)

【16】Y 信用金庫が A、B の請求に従い X 名義の口座からの支払に応じたところ、X は A、B には払戻請求する権限はないとして Y に損害賠償を求めた事案。本判決は A、B の権限や X の意思の確認を怠った Y の過失を認め、X 側には過失相殺すべき過失はないとして X の請求を認容した(東京地裁)
(商事法)

【17】X 社は再生可能エネルギー発電事業の開始に必要な地位を 400 万円で C 社に売却したが、上記地位の適正評価額が 1 億 2800 万円であったとして、地位譲渡契約に関与した Y2 (X 社の取締役兼 Y 1 社従業員)、Y3 (X 社の監査役兼 Y 1 社従業員) 及び両名の使用者である Y 1 社に対して差額の 1 億 2400 万円の損害賠償を求め、同請求の一部が認容された事例(令和 2 年 8 月 6 日東京地裁)
(知的財産)

【18】「ボロン酸化合物製剤」の特許権者である原告が、特許無効審判における特許を無効とする旨の審決の取消しを求めた事案であって、本件化合物発明に係る特許はサポート要件に違反し無効であるとの判断には誤りがあるとして審決を取消した事例(令和 1 年 5 月 30 日知財高裁)

【19】原告は「Maharaja」と「Maharaja Group」及び「SINCE1968」を結合商標とし指定役務を「インド料理を主とする飲食物の提供」等とする商標登録出願をしたが拒絶査定を受け、不服審判請求で特許庁が不成立の審決をしたため、審決取消を求めたところ、原告請求が棄却された(平成 31 年 4 月 22 日知財高裁)

【20】原告は「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標について商標登録出願をしたところ拒絶査定を受け、不服審判請求をしたが特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決の取消を求めて本件訴訟を提起したところ原告請求が棄却された(令和 1 年 5 月 17 日知財高裁)

【21】特許異議の申立において本件発明である「ウエハ検査装置」の進歩性を否定し特許を取消した決定に対し同決定の取消を求めた事案。「当業者において…相違点 1 に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することができたということとはできない」として決定を取消した(令和 1 年 7 月 17 日知財高裁)

(刑事法)

【22】被告人は駐車場にあった元交際相手の車に GPS 機器を密かに取付けたが、同車の位置探索は駐車場から離れた場所で行われ、移動する同車の位置情報は同駐車場等付近における元交際相手の動静に関する位置情報とはいえないから、被告人の行為は「住居等の付近において見張る」という要件に該当しないと判示(令和 1 年 7 月 17 日最高裁)

【23】滋賀県内の湖東記念病院の入院患者に対する殺人により有罪の確定判決を受けた元看護助手の女性の再審公判において、解剖医の判断の信用性に疑いがあり、自白供述についても信用性がないのみならず任意性にも疑いがあると判断され被告人は無罪となった(令和 1 年 9 月 25 日大津地裁)

(公法)

【24】性同一性障害者の戸籍上の性別変更に関し、特例法 3 条 1 項 2 号の「現に婚姻していないこと」の要件について、離婚しなければ戸籍上の姓を変更できないのは憲法 13 条(幸福追求権)、14 条 1 項(法の下での平等)に反するとの主張が排斥された事例(令和 1 年 11 月 20 日大阪高裁)

【25】X は公職選挙法が定める供託金制度は憲法に違反しており改正しなかった国会の立法不作為が違法であるとして国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料の支払を求めた。本判決は真に当選を争う意思のない候補者の濫立による弊害を防止する目的は正当等として X の請求を棄却(平成 29 年 12 月 8 日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一決令和2年8月6日 裁判所 HP

令和元年(許)第16号 財産分与審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/622/089622_hanrei.pdf

(裁判要旨)

財産分与の審判において、一方当事者の所有名義の不動産で他方当事者が占有するものにつき、他方当事者に分与しない判断をした場合、その判断に沿った権利関係を実現するため必要と認めるときは、家庭裁判所は、家事審判の手続においてその明渡しを命ずることができる

(理由)

財産分与の審判が、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものにとどまるとすると、当事者は、財産分与の審判の内容に沿った権利関係を実現するため、審判後に改めて給付を求める訴えを提起する等の手続をとらなければならないこととなる。そこで、家事事件手続法154条2項4号は、このような迂遠な手続を避け、財産分与の審判を実効的なものとする趣旨から、家庭裁判所は、財産分与の審判において、当事者に対し、上記権利関係を実現するために必要な給付を命ずることができることとしたものと解される。そして、同号は、財産分与の審判の内容と当該審判において命ずることができる給付との関係について特段の限定をしていないところ、家庭裁判所は、財産分与の審判において、当事者双方がその協力によって得た一方当事者の所有名義の財産につき、他方当事者に分与する場合はもとより、分与しないものと判断した場合であっても、その判断に沿った権利関係を実現するため、必要な給付を命ずることができることと解することが上記の趣旨にかなうというべきである。

(2) 大阪高判令和元年5月30日 判例時報2444号20頁

平成31年(ネ)第237号 不当利得返還本訴, 保険金反訴請求控訴事件 控訴棄却(上告)

本件は、損害保険会社XがYを被保険者とする保険契約に基づき、Yが当事者となった交通事故について、Yに保険金を支払ったところ、事故はYの酒気帯び運転によるものであり、保険約款上の免責事由に該当するとし、Yに対し不当利得返還請求権に基づき、既払いの保険金の返還等を求め(本訴)、XがYに対し、未払分等の保険金の支払を求めた(反訴)事案である。

本件交通事故は、午前8時半ころ発生したが、Yはその前夜、自宅で飲酒し、事故後の飲酒検知で呼気1リットルにつき0.06ミリグラムのアルコールが検出された。本判決は、本件契約に適用される被保険者が道交法65条1項に定める「酒気帯び運転またはこれに相当する状態」で運転している場合に生じた損害に対しては保険金を支払わない定めである酒気帯び免責条項の適用を認めて、Xの本訴を認容しYの反訴を棄却した原判決を維持した。

(3) 大阪高決平成31年4月22日 金法2143号68頁

平成31年(ラ)第151号 譲渡命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

X社は、Yに対し、社債、株式等の振替に関する法律2条4項に規定する口座管理機関であるD証券が備える振替口座等に開設した亡C名義の口座に記録された株式、投資信託受益権および投資口数につき、同人の相続人であるYほか4名が共同相続し、Yがそれらの共有持分を有するとして、上記持分に対する差押命令を得た後、上記持分について譲渡命令の申立てをした事案である。第1審が譲渡命令を発したところ、Yが、X社の代表取締役Aの選任決議は、後見人であるAが被後見人であるCの議決権を無効な利益相反行為により行使したもので不存在であり、Aは代表権を有しないから、上記譲渡命令の申立ては不適法であり、却下すべきであると主張して執行抗告をした。これに対し、差戻前の第2審は、職権により、(1)被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式、振替投資信託受益権および振替投資口が共同相続された場合において、その共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていない場合には差押命令を発することはできず、(2)共同相続された振替社債等について、共同相続人の1人の名義の口座にその共有持分の記録等をすることはできず、当該共有持分について譲渡命令が確定しても当該譲渡命令による譲渡の効力を生じさせることができないから、執行裁判所は当該譲渡命令を発することはできないので、上記譲渡命令の申立ては不適法であると判断して、第1審が発した譲渡命令を取り消し、上記譲渡命令の申立てを却下した。X社は、この決定を不服として許可抗告を申し立てたところ、最高裁は、(1)被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式、振替投資信託受益権および振替投資口が共同相続された場合において、その共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるということとはできず、(2)執行裁判所は、譲渡

命令の申立てが振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分についてのものであることから直ちに当該譲渡命令を発することができないとはいえないと解するのが相当であるとして、差戻前の第2審の上記決定を破棄し、本件を大阪高裁に差し戻した。

本決定は、最高裁の判断を踏襲し、(1)被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等の共同相続により債務者が共有持分に対する差押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるとはいえず、(2)執行裁判所は、譲渡命令の申立てが振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分についてのものであることから直ちに当該譲渡命令を発することができないとはいえないと判示するとともに、(3)後見人であるAが被後見人であるCの議決権を行使して株主総会において自らを取締役に選任する決議に賛成することは、その行為自体外形的に見て、Aの利益となり、Cの不利益となる行為であるとはいえないから、AとCの利益が相反する行為(民法860条、826条)には当たらないというべきであり、後見人と被後見人の利益相反に当たるか否かの判断においては、後見人が会社の代表取締役になるために後見人となり、株主総会において被後見人の議決権を行使したというような議決権行使に至った意図や目的を考慮すべきではないと判示した。

(4)名古屋高決令和元年5月17日 判例時報2445号35頁

平成31年(ラ)第66号 遺産分割審判に対する即時抗告事件(抗告棄却(確定))

申立人と相手方双方がお互いに相手方の特別受益を多岐にわたって主張した遺産分割事件において、原審(名古屋家審平成31年1月11日・判例時報2445号38頁)はそれぞれの主張のうちの一部の特別受益を認め、双方のその他の主張を排斥した。

その即時抗告審において、原審申立人の2年間の大学院生活及び仏、英、米各国での10年間に及ぶ海外留学の生活に対する費用負担が特別受益に当たるかが争われたところ、学費、留学費用等の教育費については、被相続人の生前の資産状況、社会的地位に照らし、被相続人の子である相続人に高等教育を受けさせることが扶養の一部であると認められる場合には、特別受益に当たらないところ、本件一家は経済的に豊かで、その教育水準等に照らして、大学院の学費、留学費用は特別受益に該当するものではなく、仮に特別受益に該当するとしても、被相続人の明示又は黙示による持戻免除の意思表示があったものと認められるとして、抗告が棄却された。

(5)大阪高決令和元年7月17日 判例時報2446号28頁

平成31年(ラ)第480号 遺産分割審判に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

平成11年に被相続人Cが死亡し、妻である亡Dと抗告人A(原審申立人)、相手方B(原審相手方)が平成12年に法定相続分と異なる内容で遺産分割協議(先行協議)を成立させ、平成13年に亡Dが死亡し、平成14年にA及びBの間で遺産分割調停が成立したが、平成16年にC名義の預貯金1300万円(本件遺産)が発見されたため、AがBに対し、本件遺産は全てAに取得させるべきと主張したが、本決定は、先行協議の際、相続人らは、各人の取得する遺産の価額に差異があったとしても、そのことを是認していたというべきであり、その後の清算は予定されていなかった等として、本件遺産を法定相続分により分割した原審の判断を是認し、抗告を棄却した。

(6)東京高判令和元年7月17日 判例タイムズ1473号45頁

平成31年(ネ)第842号 建物明渡等請求控訴事件(変更,上告,上告受理申立)

X(相模原市)は生活保護受給者Zとの間で平成16年3月に市営住宅の賃貸借契約を締結し、Zの実母Yが連帯保証した。Zは当初から賃料を滞納し連絡等もとれなくなったが、生活保護の代理納付により滞納額が増えなかったためXは特段の措置を施さずいたところ、同27年4月に生活保護が廃止され滞納賃料が累積したため、XはYに対し連帯保証契約に基づき支払を請求した。本判決は、建物賃貸借契約の連帯保証契約を保証人から解除できる場合があることを認めたが、本件では黙示の解除の意思表示は認められないとした。その上で、XはYに対しZの生活保護の廃止を知らせなかったが、同廃止があれば代理納付も廃止され滞納が続くことが予想できるところ、これを知らなかったYは解除権行使を検討する機会もないまま累積債務額について分納誓約書をXに提出していること、Yは年金受給者であり分割払いも困難であることを訴え、Zを本件住宅から追い出すなどの厳しい対応をするようXにしばしば要求していたこと等からすれば、XはZの生活保護が廃止された以降はYの支払債務の拡大を防止すべき措置を適切に講ずべきであり、かかる措置をとることなくその後の賃料をYに請求することは権利濫用にあたり、生活保護が廃止された2年後の平成29年4月分以降の請求は許されないとした。

(7)大阪高判令和元年9月25日 判例時報2446号32頁

平成31年(ネ)第1024号 損害賠償請求控訴事件(取消・請求棄却(確定))

高速道路警備業務を請け負っていた X の作業員ら及び作業車両にトラックが衝突し、X の作業員らが多数死亡した事故(本件事故)について、X が、トラック運転手 Y1 及びトラック会社 Y2 に対して、X の企業としての逸失利益を損害賠償として請求した事案。

原審は、本件事故現場に係る警備業務によって得られたはずの 2 カ月分の逸失利益の限度で損害を認め、その余の損害については因果関係がないとして認めなかったが、控訴審では、X において業務遂行が困難になった経緯を詳細に認定し、他の X の従業員が危険性のある高速道路警備業務を嫌悪し、退職ないし異動を希望するようになり、X の警備業務態勢が崩壊したという特別事情にあり、予見不可能な事情であるとして、因果関係が認められないとして X の請求を棄却した。

(8) 東京高判令和元年 11 月 20 日 判例時報 2446 号 3 頁

平成 31 年(ネ)第 360 号 債務不存在確認等請求控訴事件(変更, 上告受理申立て)

マンションの大規模修繕工事(工事代金 1627 万円)がマンション管理組合の総会承認を得て実施され、管理組合 Y1 は、修繕積立金等から工事代金を支出したが、当時の管理組合の理事長であった X は、その後、新たに役員となった Y2~Y4 が構成する管理組合から、上記工事にかかる各支出が X の私利を図ることを目的としたものであったなどとして工事代金等の返還を請求されたことから、管理組合 Y1 に対し、債務不存在確認を求めて訴えを提起した事案。

原審は、管理組合の総会承認を得て実施したことを理由に X には注意義務違反行為が認められないなどと判断したが、控訴審は、管理組合の理事長が私的利益を目的として職務を遂行することは、管理組合の総会又は理事会の決議に基づくものであったとしても、Y1 に対する委任契約上の善管注意義務違反が認められ、工事代金支出分につき Y1 が被った損害額は約 715 万円であるなどとして、損害賠償債務の不存在確認請求を一部認容・一部棄却した。

(9) 東京地判平成 29 年 12 月 8 日 判例タイムズ 1473 号 239 頁

平成 29 年(ワ)第 17571 号 養育費等請求事件(一部認容, 確定)

X と Y は、平成 26 年に裁判上の和解により離婚する際、和解条項に、子らの親権は母親 X が取得し、「被告(Y)は原告(X)に対し、長男が大学に進学した場合には、大学の入学金及び授業料の半額を支払う」と定めた。同 29 年 4 月に長男が大学に進学したことから、X は Y に対し①既に支払期限に達している 1 年次前期(同年 3 月期限)分及び後期(同年 10 月期限)分の学費(入学金、授業料及び施設整備費)並びにその他納付金の半額と、②将来請求として今後支払期限が到来する 2 年次前期から 4 年次後期までの学費の半額の支払を求めた。本判決は、X は上記和解にて既に債務名義を有しているものの、現在の強制執行の実務に鑑みると強制執行に耐え得るほどに一義的な内容の給付判決を得る必要があるので訴えの利益はあるとし、将来請求部分についても、2 年次以降の授業料の納付が遅滞した場合に子に生じる不利益(除籍処分を受けるおそれがある)は極めて重大であるなどとし、現時点であらかじめ請求する必要があることを認め、Y からの既払い分を控除するなどし、①15 万 7298 円及び②半期毎に在籍していることを条件に各 14 万 5000 円の支払いを認めた。

(10) 東京地判平成 31 年 3 月 28 日 判例時報 2441 号 28 頁

平成 26 年(ワ)第 33462 号、平成 27 年(ワ)第 30827 号、平成 29 年(ワ)第 25484 号 医療過誤による損害賠償請求事件 棄却(控訴)

本件は、レーシック手術ないしレーゼック手術を受けた患者 X らが、視力の改善等がみられなかったとして、受診した眼科医院を開設する医療法人 Y1、理事長 Y2、担当医師 Y3 ないし Y5 に対し、本件手術には、屈折矯正量 10D を超えるレーシック等を行った過失、インフォームド・コンセントなく 6D を超えるレーシック等を行った過失、術後の合併症等について説明を怠った等の過失があるとして損害賠償を提起した。

本判決は、当時の手術ガイドラインでは 10D を超えるレーシック等を行ってはならない義務はなく、6D を超えるレーシック等は日常生活に重要なコントラスト感度の低下をもたらすと記載されるわけではない、合併症等についての適切な術前説明がなかったともいえない、等を理由に医師らの責任を否定し請求を棄却した。

(11) 東京地判平成 31 年 4 月 11 日 金法 2142 号 70 頁

平成 30 年(レ)第 114 号 リース料等請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、リース会社 X が、ユーザー Y に対し、Y が X との間のリース契約に基づくリース料の支払を怠って期限の利益を喪失した旨主張して、リース料残金 85 万 3200 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。Y は、(1)リース物件の引渡未了、(2)サプライヤーである Z の欺罔行為による詐欺取消、(3)錯誤無効、(4)リース料請求権の信義則違反を抗弁として主張して争っている。原審は、X の請求を全部認容したところ、Y が控訴した。

本判決は、XとYとの間のリース契約について、(1)Yはリース物件の引渡しを受けたものと認められ、(2)ZがYに対して不適切な取引勧誘をした疑いは残るものの、Zの勧誘行為をXの行為と同視し得るものとはいえないし、証拠上、Y主張のZによる欺罔行為があったとは認められず、仮にZの欺罔行為があったとすれば第三者による詐欺と解することになるが、XがZの詐欺について悪意であるとは認められないから、Yの詐欺取消の主張は理由がなく、(3)Y主張の錯誤は動機の錯誤であるところ、YがXに対して動機を明示または黙示に表示していたとは認められないから、Yの錯誤無効の主張は理由がなく、(4)Zの勧誘行為の具体的態様は証拠上明らかではなく、勧誘が直ちに違法と認めることはできず、リース契約に関してXとZが提携関係にあることから直ちにXにZの販売活動を監督すべき義務が発生するとも認められないから、Xの請求が信義則に反するとは認められないと判示した。

(12) 前橋地判令和元年5月15日 判例タイムズ1473号207頁

平成29年(ワ)第46号 保険金請求事件(請求棄却,控訴)

X1は保険会社Yとの間でX1を記名被保険者として一般自動車保険契約を締結し、その後、X1の子A(22歳)が運転中に交通事故により死亡したため、保険金の支払いを求めたところ、Yは、記名被保険者の業務に従事中の使用人のうち運転年齢条件(26歳以上)に該当しない者の運転による事故は免責される特約があることを理由に支払を拒絶した。X1及びX2(Aの母)は、AはX1と雇用関係にない等と主張したが、本判決は、同特約の趣旨(自動車が業務に使用される場合には使用人の被災危険が一般的に高いので保険の担保から除外すること、及び、業務に従事中に被災した使用人の保証は労災責任等に委ね不当な保険金請求を防止すること)からすれば、「業務に従事中の使用人」は形式的に雇用契約を締結している労働者に限定されるものではないとし、本件では、Aは過去にもX1の運転代行業務に従事し事故当日も業務従事につき諾否の自由はなく、時間的場所的拘束も認められ、具体的な指揮監督を受け、報酬も支払われる予定であったことから、実質的にX1との支配従属関係の下に運転代行業務に従事し、労務を提供していたとして、特約の適用を認め、請求を棄却した。

(13) 松山地宇和島支判令和元年9月26日 判例タイムズ1473号161頁

平成31年(ワ)第15号 損害賠償請求事件(請求棄却,確定)

マザーズ市場上場のA社の株主Xは、インターネット上で上場企業の株価、財務状況等の投資情報に関するサービスを提供しているY社が提供する電子掲示板のスレッドに、A社に関する悪質な虚偽の投稿が放置されたことにより株価が低下し損害が生じたとし、不法行為に基づき株価下落による損失のうち39万円の損害賠償を求めた。本判決は、上場会社の株価は、一般に、会社の業績、国内外の政治経済情勢等の多くの諸事情を勘案した投資家の判断に基づく株式の需要と供給のバランスによって決まるものであり、Y社のスレッドで利用者が交換する情報は投資家の判断の一材料となり得るものにすぎない、投稿は匿名なので投資家はその信用性を相当割り引いて判断の材料とするのが通常である、当該投稿はいずれもA社が新薬開発実績を示さず株価が低迷していることへの不満や経営陣が業績低迷の責任をとっていないと非難したりする内容であるが、新興企業への投資家の多くは、新規医薬品の開発の困難性等を承知して株取引の判断をするから、これらの投稿によりA社の株価が下落したものと認められず、Xの財産権侵害はないとして、請求を棄却した。

(14) 横浜地判令和元年10月30日 判例時報2444号3頁

平成30年(ワ)第4603号 不当利得返還請求事件 一部認容,一部棄却(控訴)

本件は、担保不動産競売手続において、抵当権が設定された建物(XとYが共有、XとYは親子、Xの共有持分100分の1、Yの共有持分100分の99)と土地(建物の敷地、Xの単独所有)が一括売却され、実体法上は法定地上権が成立しないものの、成立すると扱われて売却基準価額が定められ、同基準価額に応じて売却代金を案分する売却代金交付計算書に基づいて剰余金がXとYに分配されたところ、分配によりXが損失を受け、Yが利得しているとして、XがYに対し、不当利得返還請求をした事案である。本件は、法定地上権の成立を前提に土地利用権等割合は0.65、売却基準価額は土地2542万円、建物5790万円とされ、Xに対し2971万円余、Yに対し6550万円余が交付された。他方、使用借権を前提に、土地利用権等割合を0.1とすると売却基準価額は、土地が6535万円、建物が1796万円となり、これによれば剰余金の交付は、Xに対し7489万円余、Yに対し2932万円余となる。

本判決は、Xには、Yの土地利用権が使用借権であることを前提とした額の剰余金を受領する実体法上の権利があるところ、受領した剰余金の額はこれよりも低いことから差額についてXに損失があり、Yに利得があるとして、売却基準価額の算出過程での端数処理を裁判所と異なった形で行った結果として一部認容となったものの、Xの請求額4519万449円のうち、4518万669円を認容した。

(15) 東京地判令和元年 11 月 15 日 金法 2142 号 52 頁

平成 30 年(ワ)第 38477 号 預金払戻請求事件(請求認容)

本件は、亡 A の子である X が、遺言執行者として、Y 銀行に対し、亡 A 名義の普通預金 1742 万 5174 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。Y 銀行は、亡 A の法定相続人である 3 名の子 X、B、C のうちの 1 人である B が遺留分減殺請求をしたことをもって本件遺言がその限度で失効し、X には遺言執行者としての払戻権限がないとして、本件訴えの却下または X の請求の棄却を求めている。

本判決は、遺言執行者は、本来、その執行に必要な一切の行為をする権利義務を有するとされており(改正前民法 1012 条 1 項)、本件遺言書の 5 条により、亡 A の有する預貯金等の解約・受領を含め、本件遺言の執行のために必要な一切の行為を行う権限を、遺言執行者に明示して与えているから、亡 A が死亡時に有していた、Y 銀行に対する本件預金債権について、X が、本件遺言書 2 条に定められたとおり、亡 A の債務等の一切を支払って清算した後の残金を分配するため、本件遺言書 5 条により、Y に対し、払戻しを求めてこれを受領する権限を有するものということができるとした上、遺留分侵害は金融資産の換価清算後の配分割合の部分に生じるにすぎないことから、本件遺言書 2 条の遺産分割の方法を定めた部分や遺言執行者の権限を定めた本件遺言書 5 条の部分失効すると解することはできないし、本件遺言書 2 条は、特定遺贈など異なり、本件預金債権を含む金融資産を換価清算した後の残金を指定割合により分配させるという趣旨のもので、亡 A の死亡で生じた法定相続人 3 名による遺産共有状態それ自体に変更を生じさせるものではなく、本件遺言により本件預金債権が X および C の準共有に属したが、遺留分減殺請求により X、B および C の準共有が生じることを前提とする Y の主張は前提を欠き、失当であると判示した。

(16) 東京地判令和元年 12 月 10 日 金法 2143 号 75 頁

平成 30 年(ワ)第 12635 号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、Y 信用金庫が、A および B からの請求に応じ、X 名義の口座から、合計 3 億 9095 万円の払戻および解約時の残金 86 万 5756 円の支払をしたところ、X が、Y に対し、A および B には上記払戻等を請求する権限はなく、Y の上記払戻等には過失があったと主張して、消費寄託契約の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、上記払戻等およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、Y 信用金庫に払戻等を請求した A および B に本件預金口座の払戻等の権限があったとか、一定の範囲で預金を引き出す権限を有していて、その権限を濫用したなどとは認められず、Y が、A および B の権限や X の意思を全く確認していないなどの事実関係においては、払戻等に応じた Y には過失があり、払戻に応じたことが債務不履行に当たると判示し、また、本件預金口座に多額の現金が入金されてから数日以内にほぼ全額が払い戻されていて、その連絡や払戻手続に全く X が関与しておらず、Y が、払い戻された多額の金員を A および B が持ち帰るのを見るなどしていることからすれば、X 側に過失相殺すべき過失はないとして、合計 3 億 9181 万 5756 円の請求を認めた。なお、遅延損害金については、X は払戻等の最後の日からの分を請求していたが、本件が債務不履行による損害賠償であることから、X が Y に対し本件損害賠償を請求した日からの分のみを認めた。

【商事法】

(17) 東京地判平成 31 年 4 月 26 日 金法 2142 号 57 頁

平成 28 年(ワ)第 2773 号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

X 社は、茨城県内 4 地域にて太陽光発電事業を行うために Y1 社、A 社及び B 社の共同出資によって設営された株式会社であり、Y1 社従業員の Y2 および Y3 が、それぞれ X 社の取締役、監査役に就任していた。X 社の再生可能エネルギー発電設備の認定を含む本件事業の開始に必要な地位は、400 万円で C 社に売却されたが、その賛否が諮られた取締役会において、取締役であった Y2 は賛成し、賛成多数で承認された。本件は、X 社が、上記地位の適正評価額が 1 億 2800 万円であったとして、本件地位譲渡契約の締結に関与した Y2 および Y3 に対しては主位的に不法行為、予備的に会社法 423 条に基づき、Y2 および Y3 の使用者である Y1 社に対しては不法行為(使用者責任)に基づき、上記差額である 1 億 2400 万円の損害賠償を求めた事案である。なお、Y1 社は、本件訴訟係属中に破産手続開始決定がされ、破産管財人が受継したため、破産債権の確定を求める請求に訴え変更されている。

本判決は、C 社と X 社は、本件地位譲渡契約書(Y2 の指示により Y3 が用意)に調印したが、譲渡代金は 400 万円とする一方、これに加えて、C 社を委託者、Y1 社を受託者とする業務委託契約(業務委託料 6700 万円)が締結されており、X 社の代表取締役が、これに沿って本件設備認定の名義を X 社から D 社に変更する手続をし、C 社の代表取締役が、D 社から現金 1 億 2500 万円を受け取り、Y3 に対し、そのうち 7100 万円を支払ったが、X 社の口座には、上記 7100 万円のうち 400 万円のみが入金されていることから、Y2、Y3 は、本件地位譲渡契約の代金が 7100 万円であるにもかかわらず、そのうち 400 万円しか X 社に入金しなかったものであって、差額の 6700 万円を領得したのとして不法行為責

任を負うと判示した。また、Y2 および Y3 は、Y1 社の従業員としての地位を有しており、3 社が共同出資した X 社を 3 社の協議により運営するため X 社の取締役ないし監査役として就任したのであるから、X 社内で Y1 社の利益を代表する立場にもあり、Y2 及び Y3 において本件地位譲渡契約の締結に関与し、7100 万円を受領したことは、外形的、客観的にみて、Y1 社の従業員としての職務権限内にあるとして、Y1 社の使用者責任も認めた。

【知的財産】

(18) 知財高判令和 2 年 7 月 2 日 裁判所 HP

平成 30 年(行ケ)第 10159 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/591/089591_hanrei.pdf

「ボロン酸化合物製剤」の特許権者である原告が、特許無効審判における特許を無効とする旨の審決の取消しを求めた事案であって、本件化合物発明に係る特許はサポート要件に違反し無効であるとの判断には誤りがあるとして、審決を取消した事案。

本件明細書の記載によれば、本件化合物発明が解決しようとする課題は、製剤化したときに安定な医薬となり得て、また、水性媒体への溶解でボロン酸化合物を容易に遊離する組成物となり得る本件化合物(凍結乾燥粉末の形態の BME)を提供することである。そして、この課題が解決されたといえるためには、凍結乾燥粉末の状態の BME が相当量生成したこと、並びに当該 BME が保存安定性、溶解容易性及び加水分解容易性を有することが必要であると解されるから、これらの点が、本件明細書に記載又は示唆されているといえるかについて検討することとする。なお、ここでいう「相当量」とは、医薬として上記課題の解決手段になり得る程度の量、という意味である。

本件明細書には、実施例 1 として、ボルテゾミブと D-マンニトールとの凍結乾燥製剤の調製方法が開示されているところ、本件出願日当時の技術常識に照らすと、同調製方法のような条件の下では相当量の BME が生成すると理解し得るし、本件明細書に記載の方法によって調製された実施例 1FD 製剤は、FAB 質量分析により、BME の形成を示す強いシグナルを示したこと、そしてそのシグナルの強度は、他のシグナルと区別されるほど大きいことなどが開示されている。これらの事項からすれば、実施例 1FD 製剤は、相当量の BME を含むといえる。したがって、本件明細書には、凍結乾燥粉末の状態の BME が相当量生成したことが記載されていると認められる。

また、本件明細書には、固体や液体のボルテゾミブは、2~8℃の低温で保存しても、3~6 ヶ月超、6 ヶ月超は安定ではなかったのに対して、実施例 1FD 製剤は、5℃、周辺温度、37℃、50℃で、いずれの温度でも、約 18 ヶ月間にわたって、薬物の喪失は無く、分解産物も発生しなかったとの試験結果が開示されており、本件明細書には、本件化合物が、ボルテゾミブに比較して優れた保存安定性を有していることを当業者が認識し得る程度に記載されているといえる。

さらに、本件明細書には、本件化合物がボルテゾミブに比較して優れた溶解容易性を有していることが、当業者が認識し得る程度に記載されているといえる。

そして、弁論の全趣旨によれば、ボロネートエステルと対応するボロン酸との間には平衡状態が成り立つとの技術常識があることが認められるから、本件化合物(凍結乾燥粉末の状態の BME)を水に溶解させたときエステル化の逆反応により BME からボルテゾミブが遊離すること、すなわち本件化合物が加水分解容易性を有することを、当業者は認識し得るといえる。

上記に検討したところによれば、本件化合物発明の特許請求の範囲の記載は、サポート要件を満たすというべきであり、これを否定した審決の判断は誤りである。

(19) 知財高判令和 2 年 7 月 8 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10022 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/598/089598_hanrei.pdf

原告は、波打つような曲線的な赤色の太字で「Maharaja」の文字を大きく横書きし、「Maharaja Group」及び「SINCE1968」の文字を小さく横書きしてなる結合商標(本願商標)について、指定役務を「インド料理を主とする飲食物の提供」等とする商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので不服審判請求をしたが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。本件審決の理由は、要するに、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、その指定役務は引用商標と同一又は類似するから、本願商標は、商標法 4 条 1 項 11 号に該当するというものであった。

本願商標と引用商標とを対比すると、その構成全体の外観は相違するが、本願商標の要部である「Maharaja」の文字部分と引用商標の要部である「Maharaja」の文字部分とは、書体は異なるが、つづりを共通にし、当該文字部分から生じる「マハラジャ」の称呼及び「大王」の観念を共通にするものである。そうすると、本願商標と引用商標が本願商標の指定役務中「インド料理を主とする飲食物の提供」に使用された場合には、その役務の出所について誤認混同

が生ずるおそれがあるものと認められるから、本願商標と引用商標は全体として類似していると認められる。

原告は、インド料理等を提供する店舗において、「マハラジャ」と称呼される店名の店舗が全国に多数あり、「マハラジャ」と称呼され、それによって「大王」の観念が生じる商標が店名として一般的に使用されているという取引の実情があり、このため需要者は、かかる商標の外観によって店舗を識別していることに鑑みれば、本願商標と引用商標の類否判断においては、称呼及び観念が共通しているとしても、外観上の相違が重要であるというべきであり、本願商標が引用商標に類似する商標であるということはできない旨主張する。

しかしながら、仮に原告の主張するようにインド料理等を提供する店舗において「マハラジャ」と称呼される店名の店舗が全国に多数存在するとしても、商標の構成文字は絶えず同じ態様で固定して用いるのではなく、使用場面に応じて書体や色彩を変更することが普通に行われていることに照らすと、「マハラジャ」と称呼される店名の店舗が全国に多数存在するからといって、需要者がインド料理等を提供する店舗において「マハラジャ」と称呼される店名に係る商標の外観によって店舗を識別している実情があるものということとはできない。したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

よって、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、本願商標の指定役務は、引用商標の役務と同一の役務を含むものであるから、商標法 4 条 1 項 11 号に該当する、として原告の請求は棄却された。

(20) 知財高判令和 2 年 7 月 29 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10006 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/614/089614_hanrei.pdf

原告は、「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標(本願商標)について、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので不服審判請求をしたが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本判決は、本願商標のうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、「タカヒロミヤシタ」という称呼が自然に生じる場所、証拠によると、「タカヒロ」を読みとする名前(「孝大」、「孝弘」、「隆広」、「貴大」、「貴弘」等)や、「ミヤシタ」を読みとする姓氏(「宮下」)が、それぞれ日本人にとってありふれたものであって、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記あるいは欧文字の大文字で記載することも少なくなく、また、その場合、従来、名前、姓氏の順で記載することが広く行われていたと認められることを考慮すると、本願商標の構成のうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、「ミヤシタ(氏)タカヒロ(名)」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであり、本願商標は「人の氏名」を含む商標であると認められるから、本願商標は、その構成のうちに「他人の氏名」を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているとは認められないので、本願商標は、商標法 4 条 1 項 8 号に該当するとし、本件審決の判断に誤りはなく原告主張の取消事由は認められないとして、原告の請求を棄却した。

この点は、原告は、商標法 4 条 1 項 8 号の「他人」については、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性等を必要とするとして主張したが、本件判決は、商標法 4 条 1 項 8 号は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護するものであるところ、その規定上、「雅号」、「芸名」、「筆名」及び「略称」については、「著名な」という限定が付されている一方で、「他人の氏名」及び「名称」についてはそのような限定が付されておらず、同号は、氏名及び名称については著名でなくとも当然にその主体である他人を指すと認識されることから、当該他人の氏名や名称の著名性や希少性等を要件とすることなく、当該他人の人格的利益を保護したものと解されるとして、原告の主張は採用することができないとした。

(21) 知財高判令和 2 年 8 月 4 日 裁判所 HP

令和元年(行ケ)第 10124 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/619/089619_hanrei.pdf

特許異議の申立てにおいて本件発明である「ウエハ検査装置」の進歩性を否定して特許を取り消した本件取消決定に対して、その決定の取り消しを求めた事案であって、「当業者において、引用発明に甲 2 文献及び乙 1~3 に記載された事項を組み合わせて、相違点 1 に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することができたということとはできない」として、決定を取消した事案。

甲 2 文献には、プローブ装置において、①プローブ装置筐体内から外に向かってガイドレールを設け、プローブカードを交換する際に、プローブカードをガイドレールに沿って引き出すこと、②プローブ装置本体の上面に被検査体に対向して載置されたテストヘッドのメンテナンスやパフォーマンスボードの交換については、テストヘッドをプロー

ブ装置本体から分離して上昇させて別の場所に移動することが記載され、検査室の内部から整備空間側にテストヘッドを引き出すことの記載はない。

乙 1 には、半導体ウエハプローバに関し、テストヘッドを、測定位置(プローバ筐体の上方)とプローバ筐体側面のテストヘッド収納部の間において、ガイドレールに沿ってスライド可能とする構成が記載されている。

乙 2 には、半導体ウエハのプローブ装置に関し、テストヘッドを搬送手段によって装置本体の側面に沿って水平方向に搬送して装置本体の上方から退避させ、装置本体に装着されたプロービングカードを交換し、あるいは、テストヘッドを回転駆動機構により反転させて点検を行う構成が記載されている。

乙 3 には、半導体ウエハのプローブ装置において、装置本体の上方に設置された 500kg を超えるような超重量級のテストヘッド 4 を装置本体の側面で例えば前後方向、上下方向及びθ方向で移動させる移動機構を備え、この移動機構は、テストヘッドを水平方向に往復移動させる水平移動機構を備えて、これにより、テストヘッドをガイドレールに従って水平方向に、メンテナンス等の作業性に優れた位置に装置本体から退避させる構成が記載されている。

上記によれば、甲 2 文献及び乙 1~3 には、相違点 1 に係る構成(検査室が整備空間側にテストヘッドを引き出すスライドレールを備え、テストヘッドを引き出す構成)の記載はなく、本件証拠上、他に上記構成が記載された文献はない。そうすると、引用発明に甲 2 文献及び乙 1~3 に記載された事項を組み合わせても、本件発明の構成には到らない。したがって、当業者において、引用発明に甲 2 文献及び乙 1~3 に記載された事項を組み合わせて、相違点 1 に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することができたということとはできない。

【刑事法】

(22) 最一判令和 2 年 7 月 30 日 裁判所 HP

平成 30 年(あ)第 1528 号 有印私文書偽造,同行使,ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/610/089610_hanrei.pdf

平成 30 年(あ)第 1529 号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/611/089611_hanrei.pdf

(判旨)

ストーカー規制法 2 条 1 項 1 号にいう「住居等の付近において見張り」をする行為に該当するためには、機器等を用いる場合であっても、好意の対象である特定の者等の「住居等」の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要するものと解される。

被告人は、元交際相手が利用していた美容室の駐車場において GPS 機器を元交際相手が使用していた自動車にひそかに取り付けたが、同車の位置の探索は同駐車場の付近等から離れた場所において行われたというのであり、また、同駐車場等を離れて移動する同車の位置情報は同駐車場等の付近における同人の動静に関する位置情報とはいえないから、被告人の行為は「住居等の付近において見張る」という要件に該当しない。

(23) 大津地判令和 2 年 3 月 31 日 判例時報 2445 号 3 頁

平成 24 年(た)第 3 号 殺人被告事件(無罪(確定)) 湖東記念病院再審請求事件無罪判決

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/471/089471_hanrei.pdf

滋賀県内の湖東記念病院の入院患者に対する殺人により有罪の確定判決を受けた元看護助手の女性(被告人)につき、平成 24 年の第 2 次再審請求で地裁はこれを棄却したが(大津地決平成 27 年 9 月 30 日・判例時報 2385 号 113 頁)、即時抗告審が同決定を取り消し、再審を開始する旨の決定を下し(大阪高決平成 29 年 12 月 20 日・判例時報 2385 号 101 頁)、検察官の特別抗告が棄却され(最二決平成 31 年 3 月 18 日)、高裁決定が確定したことにより開かれた再審公判において、患者の死因を意図的な人工呼吸器の管の抜去による窒息死とする解剖医の判断(確定判決において高い信用性が認められた解剖医の鑑定書及び公判供述)につき、他の原因で死亡した可能性を排斥する合理的な説明がない、真偽が疑わしい事実を前提条件とした誤りがある、結論との整合性に疑問のある事実がある、などとして、その信用性に疑いがあるとし、また、患者が他の原因で死亡した具体的可能性があり、被告人の自白供述を除いた証拠からは事件性が認められないと判断した上、人工呼吸器の管を抜去して患者を殺害した旨の被告人の自白供述につき、信用性がないのみならず任意性にも疑いがあると判断して、被告人を無罪とした。

【公法】

(24) 大阪高決令和元年 6 月 20 日 判例タイムズ 1473 号 69 頁

平成 31 年(ラ)第 525 号 性別の取扱いの変更申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却,特別抗告(後特別抗告棄却))

A(昭和 41 年生)は戸籍上は男であり平成 7 年 6 月に B と婚姻し同 8 年に長女が生まれた。A は性同一性障害者で

あり同 24 年 2 月からホルモン療法を受け始め、同 26 年 3 月に性別適合手術を受け、同 29 年 3 月に京都家裁にて名の変更許可審判を受けた。A は同 31 年 2 月に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(特例法)に基づき、戸籍の性別を男から女に変更することを求め、特例法 3 条 1 項 2 号の「現に婚姻していないこと」の要件については、離婚しなければ戸籍上の姓を変更できないのは憲法 13 条(幸福追求権)、14 条 1 項(法の下での平等)に違反すると主張した。原審は、性別に関する認識は幸福追求権の一環として認められるが、同性婚という現行法秩序において解決困難な問題の発生を回避する必要性があり、合理性を有する限り立法府の裁量の範囲内にあるなどとした。A は抗告したが、抗告審も、原審の判断を踏襲し、同要件は、同性同士の婚姻という現行法秩序上認められていない状態が生じ、社会を混乱させかねないことを避ける等の配慮に基づくもので、このような目的、制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に衡量すると、本件規定は不合理なものとは言えず、憲法 13 条、14 条 1 項に反しないとした。

(25) 東京地判令和元年 5 月 24 日 判例タイムズ 1473 号 194 頁

平成 28 年(ワ)第 17007 号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件(請求棄却、控訴(後控訴棄却、上告))

X は、公職選挙法 92 条 1 項 1 号が定める 300 万円の供託金を用意できず衆議院議員総選挙に立候補できなかったため、供託金制度は憲法に違反しており改正をしなかった国会の立法不作為が違法であるとして国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料の支払を求めた。本判決は、立候補の自由は憲法 15 条 1 項が保証する重要な基本的人権であり供託金制度は事実上の制約になっているとしたが、同制度は他の諸制度との関連において調和的に運用される必要があり、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており是認することができない場合に初めて憲法違反になるとし、本規定は真に当選を争う意思のない候補者の濫立による弊害を防止する目的は正当であり、平成 4 年に供託金額が 300 万円とされたのは他の選挙とのバランスも考慮し決められたので合理性がないとは言えず、その後、不合理となるような社会情勢や経済情勢の変化は認められないこと等から、同制度はその額も含めて国会の裁量権の限界を超えており是認することができない場合には該当しないとし、請求を棄却した。

【紹介済み判例】

最二判平成 30 年 3 月 19 日 判例タイムズ 1473 号 10 頁

平成 28 年(あ)第 1549 号 保護責任者遺棄致死(予備的訴因重過失致死)被告事件(破棄自判)

→法務速報 203 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/578/087578_hanrei.pdf

最一判平成 30 年 3 月 22 日 判例タイムズ 1473 号 5 頁

平成 29 年(あ)第 322 号 詐欺未遂被告事件(破棄自判)

→法務速報 203 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/586/087586_hanrei.pdf

2. 令和 2 年(2020 年) 8 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

該当法律なし

3. 8 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

経営法務フォーラム/編 民事法研究会 243 頁 2,860 円

取引契約条項別の文例作成とチェックポイント 債権法改正等に対応した契約担当者の実務

野村豊弘／監修 虎ノ門南法律事務所／編著 日本加除出版 304頁 3,410円
改正民法はここを見直す！契約実務チェックポイント

吉田修平法律事務所／編 青林書院 387頁 5,720円
最新青林法律相談 32 不動産相続の法律相談

松浦裕介 村田佳宏／編著 岡村晋之佑 川原 蓮 岩本結衣／著 ぎょうせい 325頁 3,850円
Q&A 高次脳機能障害の交通事故損害賠償実務 医学知識、自賠償・労災認定、判例分析 ★

濱田憲孝／編著 新日本法規 266頁 4,180円
相続人不存在・不在者 財産管理の手續と書式

4. 8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

大塚 浩 宮田義晃 高木 薫／著 大成出版社 276頁 5,500円
建築紛争における損害賠償算定基準

小鍛冶広道／編集代表 中央経済社 402頁 4,180円
新型コロナウイルス影響下の人事労務対策 Q&A

松嶋隆弘 野口教子 大久保拓也／編著 ぎょうせい 255頁 2,860円
事業者のためのパンデミックへの法的対応 コロナ禍で生き残る法律知識のすべて

田中浩之 北山昇／著 中央経済社 153頁 2,640円
令和2年改正個人情報保護法 Q&A ★

静岡県弁護士会／編 ぎょうせい 340頁 3,630円
裁判例からわかる スポーツ事故の法律実務

5. 発刊書籍＜解説＞

「Q&A 高次脳機能障害の交通事故損害賠償実務 医学知識、自賠償・労災認定、判例分析」

高次脳機能障害について前提知識となる医学的な説明が医師によりなされている点が特徴の本である。後遺障害認定に関して自賠償で争う場合や訴訟で争う場合について解説がなされている。認定のために必要な資料についても説明があり実践的な本である。

「令和2年改正個人情報保護法Q&A」

令和2年に改正された個人情報保護法について、Q&A方式で解説している。個人情報を取り扱う企業が、改正法に対しどのように対応すればよいのか説明されており、企業法務に役に立つ本である。